

「かながわ消費者施策推進指針(第4次)改定素案」に対し意見表明

～民間の金融団体が行っている講師派遣制度の活用等について意見表明～

日本損害保険協会関東支部神奈川損保会(会長:南井 敬司 東京海上日動火災保険株式会社 横浜中央支店長)では、神奈川県から2024年10月1日付で公表された「かながわ消費者施策推進指針(第4次)改定素案(対象期間:2025年度~2029年度)」に関する意見募集に対し、10月31日付で意見表明を行いました。

神奈川県では、中長期的視点に立った消費者施策展開の基本方針として本指針を策定し、これまで消費生活相談や事業者指導、消費者教育といった様々な施策に取り組んできましたが、前回の改定から5年が経過し、この間の消費者を取り巻く状況の変化に対応するため、指針の改定を行うことになったものです。

神奈川損保会では、本指針の基本理念である「消費者の権利の尊重と消費者市民社会の形成」を実現するため、消費者をめぐる現状と課題を踏まえ策定された基本方向と施策の展開に賛同したうえで、基本方向の①「消費者力の育成・強化/金融経済教育の情報提供・学習支援」、②「消費者トラブルへの対応と被害の救済/その他の被害への対応」、③「「オールかながわ」による消費者施策の推進/関係団体や市町村との情報共有」について、以下のとおり意見表明を行っています。

<意見表明>

① 6. 基本方向と施策の展開 基本方向1 消費者力の育成・強化

P22 ア 消費者トラブルの未然防止と消費者の対応力向上

D 金融経済教育の情報提供・学習支援

本施策の実効性を高め、幅広い金融・経済教育機会を提供していくために、神奈川金融広報委員会だけではなく、民間の金融団体との連携も記載に含めては如何かと考えます。

そのうえで、各民間の金融団体が行っている講師派遣制度(出前講座)を紹介することも得策ではないかと思料します。

(例) 金融関係(銀行・証券・生保・損保…)

・日本損害保険協会 関東支部 (TEL) 03-3255-1450

(URL) 講師派遣のご案内 | 日本損害保険協会 (sonpo.or.jp)

② 6. 基本方向と施策の展開 基本方向2 消費者トラブルへの対応と被害の救済

P25 ウ その他の被害への対応

現実には、悪質な訪問販売により、高齢者を中心にトラブルや被害が多く発生している状況を踏まえ、県とともに各団体が連携して県民を守る施策を推進していることから、最後(0の次)に、「悪質な訪問販売 撲滅! かながわ宣言」を紹介したうえで、取り組みや参加団体を明示しては如何かと考えます。また、契約トラブルに関する相談先としての「消費者ホットライン188」の紹介や住宅修理トラブルに関する「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル 0120-309-444(さあ連絡しよう)」の紹介も行っていたいでは如何かと考えます。

③ 6. 基本方向と施策の展開 基本方向4 「オールかながわ」による消費者施策の推進

P29 イ 関係団体や市町村との情報共有

県民（消費者）にとっては、各種の消費者トラブルに遭遇した際に、身近に相談できる窓口を知っておきたいというニーズがあると考えられることから、最後（Zの次）に、県内の各業界団体および相談窓口を紹介しては如何かと考えます。

（例）金融関係（銀行・証券・生保・損保…）

- ・日本損害保険協会 関東支部
- ・そんぽADRセンター（ナビダイヤル）0570-022808 （直通番号）03-4332-5241
全国共通・通話料有料。受付は月から金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く。）
午前9時15分～午後5時まで。

以 上